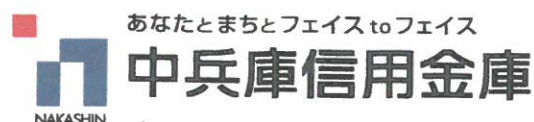


2023年4月3日

お客さま各位



ローン契約規定等の一部改訂のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび当金庫では、下記ローン契約およびカードローン契約について、規定の一部を改訂しましたのでお知らせいたします。

改訂の内容は、期限の利益喪失事由から相続開始を削除するものであり、本改訂前からご契約いただいているお客さまに対しても適用されます。

また、下記保証会社以外の保証付ローンおよびカードローンをご契約いただいているお客さまにつきましても、同様に適用されます。

記

○改訂の理由

お客さま本位の業務運営を行うため

○改訂内容

保証会社	改訂の契約規定等	契約規定等の改訂内容
■近畿しんきんカード	なかしんカードローン契約 第7条1.(2)	「相続の開始があったとき。」を削除
	なかしんカードローン保証委託契約 第7条1.⑥	「相続の開始があったとき。」を削除
	なかしんし新型教育ローン契約 第9条1.(7)	「相続の開始があったとき。」を削除
	なかしんし新型教育ローン保証委託契約 第7条1.⑥	「相続の開始があったとき。」を削除
	なかしんシルバーローン保証委託契約 第7条1.⑥	「相続の開始があったとき。」を削除
	なかしんリフォームローン保証委託契約 第8条1.⑥	「相続の開始があったとき。」を削除
信金ギャランティ■	なかしんカードローンきゃっする契約 第10条⑥	「借主に相続の開始があったとき。」を削除
	なかしんカードローンきゃっする保証委託契約 第6条④	「相続の開始があったとき。」を削除

○改訂日 2023年4月3日

※相続の開始を理由に、期限の利益を失ったとして、相続人に対して被相続人の債務の全額を直ちに一括で返済を求めることはありません。

以上